

3. 水質関係資料

表3-1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/検液1ℓ)

項 目 名	基 準 値
カドミウム	0.01 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下

備考：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値については、最高値とする。

表 3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

項目 、 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
	単 位	—	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100ml	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下	別に水域と す る 水 域
A	水道2級 水産1級 水及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下	
B	水道3級 水産2級 水及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 以下	50 以下	5 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 以下	100 以下	2 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと	2 以上	—	

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる）

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2 湖沼(天然湖沼及び貯水量 1,000万立方メートル以上の人工湖)

ア. pH、COD、SS、DO、大腸菌群数

項目 類型	利 用 目 的 的 性 単 位	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
		—	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100ml	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下	別に水域ごと に指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 以下	15 以下	5 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと	2 以上	—	

備 考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ. 窒素、磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域		
		全窒素	全磷			
	単位	mg/ℓ	mg/ℓ			
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1	以下	0.005	以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2	以下	0.01	以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4	以下	0.03	以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6	以下	0.05	以下	
Ⅴ	水産3種、工業用水農業用水、環境保全	1	以下	0.1	以下	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 - 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
 - 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - 〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - 〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 - 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

3 海域

ア. pH、COD、DO、大腸菌群数、油分等

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶解酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
	単位	—	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	
A	水産1級浴及び自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 以下	5 以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 以下	2 以上	—	—	

備考

水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ. 窒素、磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
	単位	mg/ℓ	mg/ℓ	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2 以下	0.02 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3 以下	0.03 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6 以下	0.05 以下	
IV	水産3種水産業用生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表3-3 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（平成10年3月31日現在）

(河川)

水域の名称	水域の範囲	該当類型	達成期間	指定年月日	環境基準地点	
九頭竜川	九頭竜川上流	石徹白川合流点から上流の水域	AA	イ	S47.3.31	九頭竜ダム
	九頭竜川中流	石徹白川合流点から日野川合流点までの水域	A	ロ		荒中鹿角橋
	九頭竜川下流	日野川合流点から下流の水域	B	イ		布施田橋
	日野川上流	御清水川合流点から上流の水域	A	イ		豊橋
	日野川下流	御清水川合流点から下流の水域	B	ロ		清水山橋・明治橋
	竹田川上流	御迎橋から上流の水域	A	イ		清間橋
	竹田川下流	御迎橋から下流の水域	B	ハ		栄橋
	足羽川上流	板垣橋から上流の水域	A	ロ		天神橋
	足羽川下流	板垣橋から下流の水域	B	ハ		水越橋
真名川	真名川	佐開橋から下流の水域	B	イ	S53.3.31	土布子橋
	吉野瀬川上流	大虫川合流点から上流の水域	A	イ		芝原井橋
	吉野瀬川下流	大虫川合流点から下流の水域	C	イ		高見橋
	浅水川上流	穴田川合流点から上流の水域	C	イ		曲木橋
	浅水川下流	穴田川合流点から下流の水域	D	ロ		出作橋
	天王川	全水域	B	ハ		末端
	荒川上流	東今泉橋から上流の水域	C	イ		東今泉橋
	荒川下流	東今泉橋から下流の水域	D	イ		水門
	兵庫川	全水域	B	イ		新野中橋
磯部川	磯部川	全水域	D	ロ	H9.3.21	安沢橋
	底喰川上流	玉川橋から上流の水域	B	イ		護国橋
	底喰川下流	玉川橋から下流の水域	D	ロ		西野橋
	狐川	全水域	D	イ		H10.3.6
笹井の川口お川よ水び域	笹の川	※笹の川水域（深川および二夜の川水域を除く。）	A	イ	S48.1.31	三島橋
	深川	※木の芽川合流点から上流水域	B	ロ		末端
	二夜の川	※笹の川合流点から上流の水域	C	ハ		末端
	井の口川上流	※沓見橋から上流の水域	A	イ		豊橋
	井の口川下流	沓見橋から下流の水域	C	イ		穴地藏橋
耳水川	耳川上流	※中寺橋から上流の水域	A	イ	S50.12.8	佐野橋
	耳川下流	※中寺橋から下流の水域	B	イ		和田橋
北南川お水よ水び域	北川上流	※新道大橋から上流の水域	A	イ	S49.3.1	新道大橋
	北川下流	※新道大橋から下流の水域	A	ロ		高塚橋
	南川	※全水域	A	イ		湯岡橋
大聖寺川	大聖寺川	石川県加賀市塩屋町への12の西端と坂井郡芦原町浜坂62の1の北端を結んだ線から下流の水域（石川県の区域に属する水域を除く。）	B	イ	S51.4.20	

※：この欄中の「水域」とは、当該水域およびこれに流入する公共用水域をいう。

(湖 沼)

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成期間	指定年月日	環境基準地点
北 潟	北 潟 湖 甲	石川県加賀市塩屋町への12の西端と福井県芦原町浜坂62の1の北端を結んだ線から開田端までの水域 (石川県の区域に属する水域を除く。)	B	イ	S 50. 12. 8	○芦原町浜坂3号41番地の北端と金津町吉崎1丁目901番地の北端を結んだ線の中心点
			IV	ニ 暫定目標 全窒素 0.71mg/ℓ	S 62. 10. 1	
湖 水 域	北 潟 湖 乙	開田橋以南の水域	B	ハ	S 50. 12. 8	○芦原町浜坂7号11番地の東端と金津町吉崎29号12番地の西端を結んだ線の中心点 ○芦原町北潟10号9番の南端と金津町細呂木22号9番地の西端を結んだ線の中心点 ○芦原町北潟151号38番の1の東端と芦原町北潟161号90番の北端を結んだ線の中心点 ○塩尻端
			IV	ニ 暫定目標 開田橋から 日の出橋の 水域 全窒素 0.76mg/ℓ 日の出橋以 南の水域 全窒素 1.0mg/ℓ 全 磷 0.056mg/ℓ	S 62. 10. 1	
三 方 五 湖 水 域	三方五湖 甲	日向湖水域 (日向水道および嵯峨隧道水域を含む。)	A	ハ	S 52. 2. 15	○北緯 35° 36' 20" 東経 135° 53' 35" ○北緯 35° 36' 00" 東経 135° 53' 35"
			B	イ	S 52. 2. 15	○北緯 35° 36' 20" 東経 135° 54' 35" ○北緯 35° 35' 45" 東経 135° 54' 40" ○北緯 35° 35' 15" 東経 135° 53' 10" ○北緯 35° 34' 50" 東経 135° 53' 10" ○北緯 35° 34' 25" 東経 135° 54' 00" ○北緯 35° 33' 50" 東経 135° 52' 50" ○北緯 35° 33' 50" 東経 135° 53' 35"
	三方五湖 乙	久々子湖水域 (早瀬川水域を含む。) 水月湖水域 (浦見川水域を含む。) 菅湖水域および三方湖水域 (堀切川水域を含む。)	IV	ニ 暫定目標 三方湖水域 全窒素 0.61mg/ℓ	S 62. 10. 1	

(海 域)

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成期間	指定年月日	環境基準地点
九 頭 竜 川 地 先 海 域	九頭竜川地先 海域 甲	福井港等の港湾管理者等を定める件(昭和28年福井県告示第258号)に規定する福井港の港湾区域のうち九頭竜川地先海域乙を除く海域	A	イ	S 52. 12. 8	○北緯 36° 13' 00" 東経 136° 07' 34" ○北緯 36° 11' 08" 東経 136° 06' 16" ○北緯 36° 09' 12" 東経 136° 05' 15"
	九頭竜川地先 海域 乙	北緯36度9分24秒・東経 136度6分15秒の地点、北緯36度9分45秒・東経 136度5分30秒の地点、北緯36度11分45秒・東経 136度7分8秒の地点、北緯36度12分8秒・東経 136度6分56秒の地点、九頭竜川右岸防波堤先端および同左岸導流堤先端を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海域	B	イ		○北緯 36° 12' 08" 東経 136° 07' 17" ○北緯 36° 11' 26" 東経 136° 07' 40" ○北緯 36° 10' 49" 東経 136° 06' 28"
越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域	越前加賀海岸 地先海域	坂井郡芦原町と石川県加賀市の境界線上の点A(坂井郡芦原町見当山の三角点<浜>から3度20分850メートルの地点をいう。以下同じ。)から南条郡河野村と敦賀市の境界線上の点B(北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点をいう。以下同じ。)に至る陸岸の地先海域(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定<昭和50年福井県告示第1311号>に定める九頭竜川地先海域甲および九頭竜川地先海域乙に係る海域を除き、点Aから320度の線と点Bから285度の線にはさまれた海域に限る。)	A	イ	S 51. 4. 20	○北緯 36° 17' 30" 東経 136° 14' 24" ○北緯 36° 15' 02" 東経 136° 09' 40" ○北緯 36° 14' 08" 東経 136° 07' 24" ○北緯 36° 08' 08" 東経 136° 04' 28" ○北緯 36° 04' 08" 東経 136° 01' 28" ○北緯 36° 02' 54" 東経 136° 00' 54" ○北緯 36° 57' 58" 東経 135° 57' 52" ○北緯 35° 49' 06" 東経 136° 04' 02" ○北緯 35° 46' 40" 東経 136° 05' 40"

水域の名称	水域の範囲	該当類型	達成期間	指定年月日	環境基準地点
敦賀港	敦賀湾海域甲 敦賀市立石岬と北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域（敦賀湾海域乙の海域を除く。）	A	イ	S 51. 6. 15	○北緯 35° 42' 14" 東経 136° 04' 45" ○北緯 35° 41' 17" 東経 136° 04' 32" ○北緯 35° 40' 01" 東経 136° 03' 41" ○北緯 35° 42' 28" 東経 136° 02' 50" ○北緯 35° 39' 29" 東経 136° 03' 01" ○北緯 35° 43' 08" 東経 136° 04' 08"
		II	イ	H10. 3. 6	
海城	敦賀湾海域乙 敦賀湾防波堤、同防波堤先端と北緯35度39分11秒・東経136度3分29秒の地点を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域（旧笙の川水域のうち港大橋から敦賀湾に至る水域を含む。）	B	イ	S 51. 6. 15	○北緯 35° 39' 35" 東経 136° 03' 41"
		III	イ	H10. 3. 6	
世久見湾海域	小浜市獅子ヶ崎と同地点から34度の方向に引いた直線が最初に陸岸と交わる地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S 52. 3. 31	○北緯 35° 34' 55" 東経 135° 50' 25"
		II	イ	H10. 3. 6	
矢代湾海域	小浜市黒崎と同市小鰯ノ鼻とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S 52. 3. 31	○北緯 35° 32' 45" 東経 135° 48' 20"
		II	イ	H10. 3. 6	
小浜湾海域	小浜市松ヶ崎と大飯郡大飯町鋸崎とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S 49. 3. 1 S 52. 3. 31	○北緯 35° 32' 10" 東経 135° 40' 50" ○北緯 35° 29' 32" 東経 135° 39' 00" ○北緯 35° 31' 29" 東経 135° 44' 44" ○北緯 35° 30' 25" 東経 135° 44' 30" ○北緯 35° 30' 55" 東経 135° 40' 58"
		II	イ	H10. 3. 6	
内浦湾海域	大飯郡高浜町押回鼻と同町正面崎とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S 52. 3. 31	○北緯 35° 31' 54" 東経 135° 29' 50"
		II	イ	H10. 3. 6	
若狭湾東部海域	正面崎の府県境の北端の地点、同地点から24度1.2kmの点、舞鶴市毛島の北端から84度1.5kmの点、同点から0度の線と南条郡河野村と敦賀市の境界線上の地点A（北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点をいう。以下同じ。）から285度の線との交点および地点Aを順次結ぶ線ならびに陸岸により囲まれた海域（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定<昭和49年福井県告示第157号>に定める北川地先海域甲、北川地先海域乙、および北川地先海域丙に係る海域ならびに水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定<昭和51年福井県告示第567号>に定める敦賀湾海域甲および敦賀湾海域乙に係る海域を除く。）	A	イ	S 52. 3. 31	○北緯 35° 46' 13" 東経 136° 01' 20" ○北緯 35° 36' 56" 東経 135° 55' 35" ○北緯 35° 37' 25" 東経 135° 53' 22" ○北緯 35° 35' 55" 東経 135° 49' 00" ○北緯 35° 29' 50" 東経 135° 34' 03"

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(資料：環境政策課)

表3-4 要監視項目と指針値

(単位：mg/検液1ℓ)

項 目 名	指 針 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 以下
P-ジクロロベンゼン	0.3 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
オキシシン銅	0.04 以下
クロロタロニル	0.04 以下
プロピザミド	0.008 以下
E P N	0.006 以下
ジクロルボス	0.01 以下
フェノブカルブ	0.02 以下
イプロベンホス	0.008 以下
クロルニトロフェン	注
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ほう素	0.2 以下
フッ素	0.8 以下
ニッケル	0.01 以下
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.002 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下

注：胆のうがんの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

表 3-5 水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）

番 号	施 設	番 号	施 設
1	鉱業の用に供する施設	55	生コンクリート製造業の用に供する
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設		バッチャープラント
2	畜産食品製造業の用に供する施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
3	水産食品製造業の用に供する施設	58	窯業原料の精製業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
5	みそ、しょう油、ソース、食酢などの製造業の用に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
8	パン、菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
9	米菓又はこうじ製造業の用に供する洗米機	63	金属製品、機械器具製造業の用に供する施設
10	飲料製造業の用に供する施設	64	ガス供給業の用に供する施設
11	動物系飼料等製造業の用に供する施設	64の2	水道、工業用水道施設の浄水施設（沈でん施設、ろ過施設）
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66	電気めっき施設
19	紡績業、繊維製品製造・加工業の用に供する施設	66の2	旅館業の用に供する施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設
21の2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	67	洗たく業の用に供する施設
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
23の2	新聞業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設等	68の2	病院で病床数が 300以上であるものに設置される施設
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	70	廃油処理施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	70の2	自動車分解整備等の用に供する洗車施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71	自動式車両洗浄施設
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	71の2	科学技術の試験研究機関の施設（洗浄施設、焼入れ施設）
47	医薬品製造業の用に供する施設	71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	71の4	産業廃棄物処理施設
51の2	工業用ゴム製品製造業の用に供する直接加硫施設	71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設
51の3	衛生用ゴム製品製造業等の用に供するラテックス成型型洗浄施設	71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設
53	ガラス製品製造業の用に供する施設	72	し尿処理施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設	73	下水道終末処理施設
		74	特定事業場から排出される水の処理施設

表 3-6 水質汚濁に係る一律排水基準

(1) 有害物質

(単位：mg/検液1ℓ)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1
シアン化合物	1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003
トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1

備考

- 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。